

役員等報酬規程

社会福祉法人 藻岩この実会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人藻岩この実会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

	報酬 (日額)	費用弁償 (日額)
理事会出席報酬等	0円	5,000円

- 2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報酬 (日額)	費用弁償 (日額)
評議員会出席報酬等	0円	5,000円

- 3 評議員選任解任委員が評議員選任解任委員会に次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

	報酬 (日額)	費用弁償 (日額)
評議員選任解任委員会出席報酬等	0円	5,000円

- 4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(兼務役員)

第4条 法人の職員を兼務する役員は、法人の職員としての業務を除く、役員としての業務のみを行う場合に限り、この規程を適用することができる。

附 則

この規程は、平成28年10月1日より適用する。

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

別表1

名 称	報 酬	実費弁償費	備 考
理事長業務報酬等（日額）	0円	5,000円	
理事業務報酬等（日額）	0円	5,000円	
監事業務報酬等（日額）	0円	5,000円	
評議員報酬等（日額）	0円	5,000円	
評議員選任解任委員報酬等（日額）	0円	5,000円	